

別紙5 本事業における法令等の対応について（変更）

 : 変更箇所

1 主要関係法令等における対応一覧
法令等への対応は下表に示す。

主要関係法令等	本事業における扱い、考え方	届出主体	PFI事業者の業務
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が別事業で計画している教育研究施設と仮想の別敷地とする。 ・計画確認は教育研究施設とは分けて、本事業単独で届出を行う。 ・原則として学寮と教育研究施設は個別に完了検査を行う。 ・学寮の建築基準法上の用途は「共同住宅」とする。 ・土地区画整理事業中の建築申請協議となる。 	<p>事業者</p> <p>※建築主は大学もしくは大学と事業者の連名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市及び関係者との協議の実施 ・届出に必要な資料の作成及び届出等
消防法	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が別事業で計画している教育研究施設と仮想の別敷地とする。 ・計画確認は教育研究施設とは分けて、本事業単独で届出を行う。 ・原則として学寮と教育研究施設は個別に完了検査を行う。 ・学寮の消防上の用途は協議による。 	<p>事業者</p> <p>※建築主は大学もしくは大学と事業者の連名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市及び関係者との協議の実施 ・届出に必要な資料の作成及び届出等
省エネ法	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が別事業で計画している教育研究施設と仮想の別敷地とする。 ・計画確認は教育研究施設とは分けて、本事業単独で届出を行う。 ・原則として学寮と教育研究施設は個別に完了検査を行う。 ・学寮の省エネ法上の用途は協議による。 	<p>事業者</p> <p>※建築主は大学もしくは大学と事業者の連名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市及び関係者との協議の実施 ・届出に必要な資料の作成及び届出等
土地区画整理法	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が別事業で計画している教育研究施設と仮想の別敷地とする。 ・計画確認は教育研究施設とは分けて、本事業単独で届出を行う。 	<p>事業者</p> <p>※建築主は大学もしくは大学と事業者の連名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市及び関係者との協議の実施 ・土地区画整理法第76条の許可申請の資料の作成及び届出等。
箕面市 まちづくり推進条例	<ul style="list-style-type: none"> ・大学が別事業で計画している教育研究施設と仮想の別敷地とする。 ・同条例の協議や届出は、教育研究施設とは分けて、本事業単独で行う。 	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市及び関係者との協議の実施 ・届出に必要な資料の作成及び届出等
北部大阪都市計画 高度地区計画書 第3項の（許可による特例） に基づく許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地は、北部大阪都市計画高度地区における高度地区（第8種）に該当するため、計画建物が31mを超える場合は、ただし書き第3項の規定に基づく許可を受ける必要がある。 ・同許可の手続きについては、教育研究施設とは分けて、本事業単独で行う。 	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市及び関係者との協議の実施 ・届出に必要な資料の作成及び届出等
箕面市特別業務地区 建築条例	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面市特別業務地区建築条例」においては、建物用途による建築制限（学校、3階以上に設ける住宅、共同住宅等は建築不可）がかかっているが、地区計画区域内の扱いとして、事業用地内は建築制限されない。 	-	
箕面船場駅前地区 地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細については、箕面市が公表している「箕面船場駅前地区の地区計画決定」を参照すること。 	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市及び関係者との協議の実施 ・届出に必要な資料の作成及び届出等
箕面船場駅前地区 景観計画	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細については、箕面市が公表している「都市景観形成地区（箕面船場駅前地区）」を参照すること。 	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市及び関係者との協議の実施 ・届出に必要な資料の作成及び届出等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法等、その他法令について手続きが必要なものは、大学が別事業で計画している教育研究施設と仮想の別敷地とし、その手続きは教育研究施設とは分けて、本事業単独で行う。 	<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市及び関係者との協議の実施 ・届出に必要な資料の作成及び届出等